

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ①

古田文書とホームページ掲出文書の共通性＝「フッターの一致」は信用性があるのか？

中村証言は社内調査報告のみ！

「証拠は提出しておらず・・・」「証明力は低い」「確認しなかった文書にフッターが存在したか否かは確認できてない」と言いつつ共通していると結論？

判決要旨では、ホームページに掲載された文書が古田助役が管理していた文書の複製物を原稿として作成したと推認できると結論づけています。理由の一つに、文書一枚にあった「フッターの一致」を上げています。何故一致していると判断したのか、その根拠としているのは、中村明彦証人（当時東海鉄事人事課長）の「フッターのあったものは、古田文書だけ」という証言です。

しかし、証言は、極めて曖昧な社内調査結果の報告を述べただけであり、言い換えれば「また聞き」を証言したに過ぎません。

裁判所は、「証言は特に揺らいでおらず・・・信用性は十分に認められる」としています。しかし、他方でフッターが印刷される条件についての証言では、それを裏付ける証拠が提出されていないので「証明力は低い」とも言っています。

さらに、JR東海労組員が所属する職場（16箇所）以外のプリンターで印刷したものについては調査していないので確認できないと指摘しています。にもかかわらず、「フッター印刷があった文書で、現に存在したのは古田文書だけであった点は認めることができる」と言い切り、二つの文書は共通していると結論付けているのです。古田文書と同じ文書は、現業・非現業など76箇所（99枚印刷）に送付されています。すべての文書を確認することなく「現に存在したのが古田文書だけ」だから共通するという結論は、実に短絡的で裁判所自らの主張とも矛盾しています。

何故、二つの文書が一致していると強引に推認をせざるを得ないのでしょうか。それは、二つの文書が一致しなければ、加藤さんが「書庫から持ち出し」、それを「ホームページに掲出した」というストーリーが崩れてしまうからに他なりません。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない！
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう！